

令和 7 年度

森浄化センター機器整備修繕工事

特 記 仕 様 書

北 海 道 森 町

一 般 事 項

1. 本設計図書中に明示した記載事項における疑義については、事前に監督員と打ち合わせのこと。
2. 各特記仕様については別紙のとおりである。
3. 工事の施工にあたり労働災害及び交通事故の防止に努めるものとする。

特 記 仕 様 書

酸素欠乏・硫化水素等有毒ガスによる事故防止について

1. 現場体制

- (1) 作業を行う際は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (2) 施工計画書に、酸素欠乏危険作業主任者届を添付すること。(第2種酸素欠乏作業主任者技能修了証の写しを添付のこと。)

2. 安全教育

- (1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、ピットなどに出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用防護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録・保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. その他

受注者は、作業にあたって、下水道施設の付近では絶対に裸火を使用しないこと。

北海道循環資源利用促進税について

- ・当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合は、北海道循環資源利用促進税（以下、「循環税」という。）が課税されるので適正に処理すること。
- ・当該工事では循環税相当額を見込んでいないが、適切な工程管理において産業廃棄物が最終処分場または中間処理場に搬入されて、循環税相当額が必要となる場合は、別途協議する。

産業廃棄物処理について

- ・ 工事に伴う、産業廃棄物の処理は、産業廃棄物許可施設へ運搬すること。
- ・ マニフェストを必ず使用し、原本を5年間保管すること。また、コピー提出の義務はないが、完成検査時には原本を持参すること。

そ の 他

1. 主任技術者及び監理技術者の設置

- ・建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者）を置かなければならない。
- ・発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し建設業法第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（監理技術者）を置かなければならない。

2. 主任技術者及び監理技術者の職務

- ・主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。
- ・工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

社 内 検 査

- 1 受注者は、工事の完成時、主要な施工の段階の区切り、さらには工事の重要な部分で工事完成後に手直し又は検査が困難となる箇所について自主的に社内検査を行い、その結果を工事監督員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、施工計画書の作成時に社内検査員、検査箇所、検査数量等について計画し、工事監督員の確認を得るものとする。
- 3 社内検査員は、当該工事の現場代理人、主任技術者以外の者で受注者があらかじめ指定した職以上にある者を原則とする。
- 4 社内検査結果は、検査状況写真を添付し、検査の都度報告するものとする。又、工事完成時の社内検査結果は完成通知書と同時に提出することとする。

提出書類確認一覧表 (参考資料)

工事名

森浄化センター機器整備修繕工事

提出ランク

A

令和

年

月

日現在

分類	書類名	提出時期	提出先	数量	対象工事	提出ランク	備考	確認
①	工事着手届	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A B C		
①	工事工程表	契約締結から14日以内	監督員経由	2	すべて	A B C	労働基準監督署の押印が必要	
①	現場代理人等指定通知書	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A B C	経歴書添付	
①	建退共関係	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A B	一部原本・一部複写	
①	労働者災害補償保険料報告書	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A B		
①	共同企業体編成表	契約後速やかに	監督員経由	2	共同企業体受注時	対象工事のみ		
①	下請人選定通知書	契約後速やかに	監督員経由	2	すべて	A B C	注文請書のコピー添付、施工体系図添付	
①	工事カルテ (コリンズ)	契約後10日以内	監督員経由	1	500万円以上	A B	変更・完成時必要	
②	施工体制台帳	都度 (成果品)	監督員	1	200万円以上	対象工事のみ		
②	施工計画書	現場着手前 (成果品)	監督員	1	すべて	A B	道路使用・消防届出・NTT確認書・汚水幹線確認書等含む	
②	使用材料承諾届	使用前 (成果品)	監督員	1	すべて	A B	成績試験表を添付すれば品質管理には添付不要	
①・②	工事施工協議簿	指示・承諾・協議・検査・確認時 (成果品)	監督員	2	すべて	A B C	段階確認・立会願い・社内検査結果等含む	
②	安全訓練等実施報告書	成果品 (監督員の請求があった場合は直ちに提示)	監督員	1	すべて	A	B・Cは提示のみ	
②	履行報告書	履行報告書 (毎月)、週間工程表 (毎週)、休日作業願い (毎度) (成果品)	監督員	1	すべて	A	履行報告・週間工程表はメール可、共通仕様書II-1-9	
②	出来形管理図書	成果品	監督員	1	すべて	A B C	図形照査書・写真・出来形管理図書・出来形照査 (A-1, A-3両方、CADデータはCD-R媒体)	
②	品質管理図書	成果品	監督員	1	すべて	A B	現場試験・資材試験等	
②	工事写真	成果品	監督員	1	すべて	A B C	A・Bは電子データ (CD-ROM) も必ず提出	
②	建設副産物処理簿	成果品	監督員	1	すべて	A B C	マニフェストは、原本を完成検査時に持参、残土処理も含む	
②	交通誘導員集計表	成果品	監督員	1	すべて	A B	伝票は提示のみ	
②	現場環境改善実施報告書	成果品	監督員	1	現場環境改善対象工事	対象工事のみ	実施内容 (金額等) ・写真等	
①	工事完成通知書	工事完成時	監督員経由	2	すべて	A B C	完成前・後写真添付する	
③	COBRIS関係	完成後速やかに	監督員	1	100万円以上	A B C	計画書は施工計画書に添付、実施書は再資源化等報告書に添付	
①	再資源化等報告書	再資源化完了後速やかに	監督員経由	1	リサイクル法対象工事	A B	再生資源利用実施書・促進実施書を添付	

※1. 当工事は提出ランクAを適用します。

※2. リストに無いもので特に提出の必要があると判断された場合は、監督員から指示する場合があります。

※3. 分類 ①契約図書 ②成果品 ③その他

提出写真確認一覧表 (参考資料)

工事名 森浄化センター機器整備修繕工事

提出ランク
A

区分	工種	撮影項目	撮影頻度(時期)	提出数	提出ランク			備考	確認
着手前及び完成写真	着工前	全景又は代表部分写真	着手前1回(着手前)	1	A	B	C		
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後(完成後)	1	A	B	C		
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の進捗状況	月1回(月末)	適宜	A	B	C		
		施工中の写真	工種、種類毎に1回(施工前後)	適宜	A	B	C		
	仮設	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所1回(施工前後)	代表箇所1	A	B			
	図面との不一致	図面と現地との不一致写真	必要に応じて(発生時)	不要	A	B		工事施工協議簿に添付	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回(設置後)	全景1	A	B			
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回(設置後)						
		監視員交通整理状況	各1回(設置後)						
		安全訓練等実施状況	実施毎に1回(実施中)	不要	A			安全訓練等実施状況報告書に添付	
使用材料	使用材料	形状寸法・使用数量・保管状況	各品目毎に1回(使用前)	不要	A			品質証明に添付	
		品質証明(JISマーク)	各品目毎に1回	品目毎1	A				
		検査実施状況	各品目毎に1回(検査時)	不要	A				
品質管理写真		品質管理写真撮影箇所一覧表参照			A	B			
出来形管理写真		出来形管理写真撮影箇所一覧表参照			A	B			
その他	環境対策、現場環境改善等	各施設設置状況	各種毎1回(設置後)	適宜	A	B			

※1. 当工事は提出ランクAを適用します。

※2. リストに無いもので特に提出の必要があると判断された場合は、監督員から指示する場合があります。

※3. その他(財)下水道新技術推進機構発行の「下水道土木工事必携(案)」2. 下水道土木工事施工管理基準及び規格値(案)のII. 写真管理基準(案)参照のこと。